

身近な相談窓口

小野小学校区 / 市内全域

★小野市地域包括支援センター

住所：小野市王子町801(小野市社会福祉協議会内)
電話：0794-63-2174



小野東小学校区 / 市場小学校区

★ふたばの里 在宅介護支援センター

住所：小野市二葉町80-123(高齢者総合ケア福祉施設 ふたばの里内)
電話：0794-70-0203



河合小学校区(粟生町除く) / 中番小学校区 / 下東条小学校区

★青山荘 在宅介護支援センター

住所：小野市復井町673-20(特別養護老人ホーム 青山荘内)
電話：0794-66-7305(代表)



粟生町 / 来住小学校区 / 大部小学校区

★粟生逢花苑 在宅介護支援センター

住所：小野市粟生町3610-1(特別養護老人ホーム 粟生逢花苑内)
電話：0794-65-2800(代表)



パチパチ



今まで知らなかったことが多かったけど、相談できる窓口があることを知っているだけでも、安心につながるね！

相談窓口は意外に近くにあってたりするよ！
窓口に行けない場合には、ご自宅へ訪問させてもらう事もできるよ。



問い合わせ

社会福祉法人

小野市社会福祉協議会 小野市地域包括支援センター



〒675-1378 小野市王子町801

TEL：0794-63-2174 FAX：0794-63-5191

窓口時間：平日8時45分～17時15分(年末年始は除く)



小野市社会福祉協議会 小野市地域包括支援センターだより

NEWS!

★トピック1★

- ・年間10万人超が職を去る「介護離職」の深刻な実態
- ・50代前半の約半分の人が仕事をしながら介護もしている！

★トピック2★

- ・「2025年問題」が現実。小野市高齢化率30.2%

★トピック3★

- ・知っておきたい「認知症」の今！
- ・認知症有病数 65歳以上の8人に1人と推計される！

地域包括支援センターとは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする支援機関です。

俺は小野太郎、48歳、年男のニコニコ営業マン！
優しい妻とかわいい息子と一緒に、平凡だけどハッピーな毎日を送っているぜ…
とは言うものの、最近ちょっとした悩みが。2人暮らしの両親のことだ。父は物忘れが増えてきてるし、母は「足腰が痛い」って言いながら友達と出かけるのも減ってるみたいで… ニュースも心配になる話ばかりだしね。

心配はますますつのるばかりだ…
どうしたらいいんだ～!!

小野太郎くん!!
そんな時は、僕、ウイングレッドを思い出して!!
太郎くんの心配が軽くなるような取り組みや制度が色々あるんだよ！
一緒にみてみよう!

BOOM!!

だ…誰だ!!

(謎の声)心配事があるようですね…

参考文献：総務省令和4年就業構造基本調査結果要約・「介護のためにしごとを辞めようとおもっていませんか？」パンフレット・兵庫県HP高齢者保健福祉関係資料(高齢化率)(令和7(2025)年2月1日現在)・厚生労働省「認知症およびMCIの高齢者数と有病率の将来推計」

仕事と介護の両立

介護をしている人が、仕事を辞めず介護を続けられるように相談にのっているよ。企業も、介護をしながら仕事が続けられるように環境を整備しないとイケないんだ。



そうなんだね。今まで、しらがったよ～



「働く世代」を取り巻く介護の現実って？

小野市では高齢化が進んでいることに加え、85歳以上の約57%が要介護認定を受けており、家族が介護に直面することが非常に多くなっています。また働く世代(40～50代)の介護者割合が増えており、近年は男性の比率も上がっています。

介護が原因の離職理由ランキング

- 1.仕事と介護の両立が困難
- 2.自身の心身の健康悪化
- 3.収入の減少・維持が困難

そこで!

- ① 職場に「家族の介護を行っていること」を伝えて、勤務先の「仕事と介護の両立支援に関する制度」を活用する
- ② 介護の相談窓口相談して(地域包括支援センター等)、介護に関するサービスや支援を受ける など



仕事と介護の両立支援



厚生労働省サイト
「両立支援のひろば」

一人で悩まないで、周りにご相談ください!!

介護予防

脳いきいき麻雀くらぶ

頭と体を使って楽しく脳を活性化!
初心者も大歓迎♪
おしゃべりしながら、脳トレしませんか?
開催日: 5月～翌2月
(1回/月: 原則第4月曜日)
募集: 1回/年 広報おの4月号に掲載



みんなで
楽しみながら、
健康維持を
目指す取り組みが
あるよ!

『いきいき100歳体操』市内71か所で開催中!

いきいき100歳体操は、全国的に広がっている筋力アップの為にイスに座って行う体操です。



いきいき100歳体操の後は レクリエーションでもっと楽しむ!

いきいき100歳体操で体を動かした後は、レクリエーションで楽しいひとときを過ごしませんか?
モルック・ハンドベル・人名クイズなどレンタルできるレクリエーションをご用意しています。



もものわ交流会

認知症のご本人とそのご家族と一緒に集い、楽しく活動する場です。同じ境遇の方と語り合ったり、専門職に相談したりできます。

活動日: 毎月第4水曜日

13:30～15:00

場所: コミュニティセンターおの

※活動日・場所は変更となる場合があります



「認知症」を抱えても、仲間とつながり、心地よく過ごすヒントを見つけることができるよ。

思いを共有できることは心強いね!



権利擁護

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分でない方に対し、預貯金の金銭管理(財産管理)や日常生活の様々な契約(身上監護)など、家庭裁判所が適切な支援者を選任し支援する制度です。判断能力が十分でなくなった時のためにあらかじめ決めておく「任意後見制度」と、すでに判断能力が不十分な場合に利用できる「法定後見制度」があります。



判断力が衰えてきたときには、その人の権利を守るための制度もあるよ。



対象者	区分	補助の範囲
判断能力がある方	任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助します。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。
判断能力が不十分な方	補助 (法定後見)	申立ての範囲内で「特定事項(民法第13条1項各号が定める行為)」の一部についての同意権・取消権や、家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為についての代理権が与えられます。
判断能力が著しく不十分な方	保佐 (法定後見)	申立ての範囲内で「特定事項(民法第13条1項各号が定める行為)」の同意権・取消権が与えられ、さらに申立てにより、その他の事項について同意権・取消権や、特定の法律行為についての代理権が与えられます。
判断能力が全くない方	後見 (法定後見)	財産管理についての全般的な代理権・取消権(日常生活に関する行為を除く)が与えられます。